

## 論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省・環境省
論点	<p>(1) 温室効果ガス排出量集計公表にかかる次期システムについて、前回の行政手続部会（平成 30 年 6 月 25 日）審議を踏まえ、お答えいただきたい。</p> <p>① 前回部会でのご説明では、省エネ法・温対法の報告及び温暖化対策推進条例の報告について、共通のインターフェースで行うことができるようシステムの抜本的な改革を行うとのことであったが、当該システム開発に係る検討状況及び 2021 年度の運用開始に向けたスケジュールについて、ご教示ください。</p> <p>② 前回部会でのご説明では、次期システムに対応した共通様式において、国や多くの地方自治体で調査項目とされている事項を中心に「共通調査項目」を設け、自治体が独自に調査したい事項については「独自調査項目」を設けることを検討したいとのことであったが、検討状況などの進捗についてご教示ください。</p> <p>また、共通様式の案を事前に示すなど、今後の様式策定に向けた進め方及びスケジュールについてご教示ください。</p> <p>③ また、オンラインでの報告にあたり、本人確認手続を行う予定はあるか。仮に ID・パスワードによる確認を行う場合、法人共通認証基盤との連携を行う予定はあるか、ご教示ください。</p>
【回 答】	
<p>① 前回部会でご説明させていただいたとおり「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「中長期計画」という。）に基づき、省エネ法・温対法の報告及び温暖化対策推進条例の報告を、共通のインターフェースで行うことができるようシステムの抜本的な改革等のために、来年度「温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業」（以下「デジガバ構築事業」という。）を行うこととしている。</p> <p>両省で 2019 年度に必要な機能検討を行い、その結果を踏まえながら必要な予算要求を行い、2020 年度よりシステム構築を行っていく予定。</p> <p>② デジガバ構築事業を速やかに行えるよう、今年度基本検討を行っており、その中で複数の自治体に対してヒアリングを実施したところ。ヒアリングの中で、省エネ法・温対法の報告と温暖化対策条例の報告との関係では、「報告する内容が重複していて負担感がある」や「データを管理する</p>	

プラットフォームがあると負担感がなくなると思う」という意見があった。こうした意見を踏まえ、来年度のデジガバ構想事業の中で共通様式や独自様式といった必要な機能を持ったシステム構築の検討を行ってまいりたい。なお、今後のスケジュールについては、①に記載のとおり。

- ③ 本人確認手続を行う予定であり、法人共通認証基盤との連携を想定している。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省 庁 名	経済産業省・環境省
論 点	<p>(2) 行政手続部会(平成30年6月25日)でのご説明では、2021年度の次期システム運用開始までの措置として、温暖化対策推進条例を定めている自治体に対して、事業者の負担軽減に配慮いただくよう2018年度中に依頼するとのことであったが、依頼状況をご教示ください。また、文書等で依頼を行っている場合には、その内容を公表することについて検討いただきたい。</p> <p>加えて、事業者の負担軽減への配慮の方法について、対応策を例示するとのことであったが、例示した対応策に対して、自治体がどのような反応を示しているか、ご教示ください。</p>
<p><b>【回 答】</b></p> <p>デジガバ構築事業の進捗を踏まえつつ、関係省庁で調整しながら、2019年3月に別添の事業の行政コスト削減に関する事務連絡を自治体に発出したところ。自治体の反応については、今後複数の自治体にヒアリングを対して順次行っていく予定。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省・環境省
論点	<p>(3) 事業者の負担軽減への配慮の方法として、他の自治体の書式を認めるなどの働きかけを自治体に対して行っているか、また、そういった対応を行っている自治体はあるか、ご教示ください。</p> <p>(4) 事業者の負担軽減への配慮の方法として、自治体に対して、書式を紙ではなく電子的な方法で提供するよう依頼しているか、また、それに対して自治体が具体的に対応しているか、ご教示ください。</p> <p>(6) 行政手続部会（平成30年6月25日）でのご説明では、事業者の負担軽減への配慮の方法として、「条例で報告を求めている項目のうち、省エネ法・温対法の報告書と重複する項目については、当該報告書を添付すればよいこととする」と例示されていたが、国から自治体に対して当該報告書の情報を共有するなど、当該報告書の添付すら不要とできるのではないかと。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>自治体条例については、地方自治の原則により自治体の判断で運用されるものであると認識している。</p> <p>そうした中でも、国としては、自治体の取組に丁寧に協力をしていきたいと考えており、必要な予算を確保し共通様式といった必要な機能検討を含めたデジガバ構築事業を取り組んでいく。また、システムの設計及び構築には時間を要するため、事業の行政コスト削減に関する事務連絡も発出しているところ。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省・環境省
論点	(5) 各自治体が提出を求めている項目の一覧表の作成及び提示を行っているか(行う予定はあるか)、ご教示ください。
<p><b>【回答】</b></p> <p>今年度、各自治体における温暖化対策推進条例に係る情報(例:報告を求めている項目、様式等)の整理を行っているところ。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省・環境省
論点	(7) 行政手続部会(平成30年6月25日)でのご説明では、事業者の負担を具体的に把握するため、また、対応方針が事業者のニーズに添えているか確認するため、2018年度中にヒアリングを実施するとのことであったが、その結果をご教示ください。
<p><b>【回答】</b></p> <p>デジガバ構築事業に向けて今年度基本検討を行っており、その中で複数の事業者に対してヒアリングを実施したところ。ヒアリングにおいて、「内容に重複があり負担がある」や「役所間でもデータの共有を行ってほしい」、「システムを統一化し、元データの入力のみで報告書が作成できるようになるとよい」という意見があった。こういった意見からも、来年度取り組むこととしている報告を共通のインターフェースで行うデジガバ構築事業の方向性がニーズに合ったものであることを確認しているところ。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省
論点	(8) 規制改革ホットライン(平成30年1月18日受付)に対する回答において、省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査の重複する項目について、両者の連携が可能であるか2018年度中に検討し、連携可能である場合には2019年度調査から連携させて実施するとのことであったが、検討状況についてご教示ください。

**【回答】**

省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査で重複する項目について、連携が可能であるか検討した結果、以下のとおり。

省エネ法では、事業者全体(法人等单位)としての省エネを求めており、定期報告では、事業者単位のエネルギーの使用の合理化に関する取組み等を把握することを目的としているため、報告対象は、事業者が管理している工場等(本社、工場、営業所等)で継続的に一定の経済活動を行う範囲(建設現場等の不規則な経済活動、工場等外でのエネルギー消費を除く)と限定している。

他方、エネルギー消費統計調査では、日本全体の産業・業務部門のエネルギー消費量を把握することを目的としているため、調査対象事業所が管理するすべての範囲(屋外の作業・操業現場等でのエネルギー消費を含む)を報告の対象としている。

このため、エネルギー消費統計の数字を法人単位で算出したとしても、省エネ報告上の数字とは整合しない可能性が高く、これをもって代替することは不可能。

上記を踏まえ、調査目的の違いから、同じ項目であっても双方から報告される値には差異が生じるため、連携した実施は困難であると考えられる